

発 言 通 告 書

発言者氏名	小林伸行
発言の会議	令和3年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

Ⅰ 障害者のスポーツ環境について

(1) パラリンピック出場者で組織する日本パラリンピアンズ協会のアンケート調査によれば、直近4年間で障害を理由にスポーツ施設の利用を断られたか条件付で認められた経験があるか、という設問に対し21%の選手が「ある」と回答している。とりわけ頸椎損傷の選手で50%、脊髄損傷の選手で39%と高くなっており、同協会では車椅子使用の選手で割合が高いと分析している。拒否された理由としては「床に傷がつく」、「前例がない」、といった対応をされたケースが多く、利用条件としては「同行者を連れてくること」「車椅子のタイヤ痕や傷を消すこと」といった条件を課されるケースが多かったという。これらは障害者差別解消法第244条違反となる。そこで、市長と教育長に伺う。

ア 本市の公共施設や学校開放に供する施設のうち、障害者の利用を断るもしくは条件を課しているものはあるか。

イ 公共体育館や学校体育館、コミュニティセンター集会室などのうち、車椅子を断るもしくは条件を課している施設はあるか。

ウ 全ての施設の全ての部屋で車椅子の使用を受け入れるべき

だが、バスケットボール、テニス、ラグビーといった激しい競技では、転倒しにくく傷や汚れのつきにくい競技用車椅子の使用を安全面からも条件とすべきだ。障害者が遠慮なく利用できるよう、競技用車椅子の使用を条件とする競技の種類を規則として明確に定めてはどうか。

エ 健常者は屋外でできるスポーツも、障害者は屋内でしかできない場合がある。そのため、合理的配慮として、一般には体育館等で禁じている競技であっても障害者にのみ緩和する規則について、ガイドラインを示してはどうか。市長に伺う。

2 中学校体操服の調達方式の疑念と再検討について

- (1) 中学校体操服の調達方式への疑念が私に複数寄せられたため、標準服と体操服の調達方式と調達先を学校別に示した資料を入手した。これを見れば、標準服については健全な市場が形成されている一方、体操服は違う。実際に購入するのは保護者であるにもかかわらず、なぜか事前に学校側が事業者を選定して、その事業者からしか購入できないように制限している。複数事業者を選定している不入斗中学校と浦賀中学校を除いた 21 校では、保護者に選択の自由がない。価格面、対応品質面、立地面のいずれの競争もない極めて不健全な市場となっている。教育委員会は、なぜこのような仕組みを体操服にだけ不自然な形で残してきたのか。
- (2) 教育委員会は、保護者にとっても便利で、学校にとっても選定などの負担がなく、事業者にとっても公正な調達方式となるよう、再検討してはどうか。教育長に伺う。
- (3) 上記の再検討の際、様々な知見を持った財務部契約課からも助言をしてほしい。市長に伺う。

3 外国軍艦の寄港に関する日本政府の対応について

- (1) 日本は主権国家であり、他国の軍隊を国内に入れることは原則的にはない。ただし、米軍については、日米安保条約の下で同盟国として国内に駐留してきた。その際、地位協定も交わし

て、駐留する上での様々な側面について言えば特別契約を結んでいる。また、朝鮮国連軍が日本に駐留しており、国連軍についても地位協定が結ばれている。この国連軍の一角として他国軍が市内に寄港もしくは駐留することは、これまでに何度もあった。ところが、本年の一連の外国軍艦の寄港については、この国連軍の枠組みではなく、東アジアの緊張を牽制する動きとして報じられている。国連軍の枠組み以外と思われる寄港8件について報道等で調べ参考資料にまとめたが、本市が得ている情報に照らし、この表から漏れている艦船の寄港や、実際には国連軍の枠組みだった寄港などがあれば教えていただきたい。

(2) 港湾管理者である市長に対して、国がどのような枠組みと手続で寄港を実施したのか、以下の点について確認したい。

ア 国連軍としてではない他国の軍隊が、横須賀港に寄港や駐留するという事は、今回の一連の件が初の事例だと聞かすが、間違いはないか。

イ 極めて異例の事案だと考えるが、どのような枠組みと手続により可能となるのかについて、国から説明はあったのか。また、それはどのような内容だったのか。

ウ あるいは、国から示されなかったのであれば、本市から確認はしたのか。

エ 9月3日に本市が報道発表したように、9月の3隻の寄港に際しては防衛省から事前の情報提供があった。しかし、6月に寄港した「デュピュイ・ド・ローム」、8月に寄港した「フォート・ビクトリア」、11月に寄港した「バイエルン」「ブリスベン」については報道発表はなかったと承知している。本市へ事前の情報提供はあったのか。

オ 今回の英艦船と蘭艦船の寄港は、米軍による招請ではなく、日本政府による招請であると聞く。どう説明を受けているか。

カ 第一の論点としては、港湾管理者の許可の要否がある。米軍の艦船については、港則法の対象外となり、基本的に海上保安部と港湾管理者の許可を不要としている。また、国連軍についても同様の取扱いとなるはずだ。なお、自衛隊の艦船については横須賀港の施設ではなく自前の施設を使用するため本市へ

の「施設使用届」は不要であるものの、港則法に基づいて海上保安部に「入出港届」を提出しているという。この観点では、今回の一連の寄港については、外務省から海上保安部に送られる入出港連絡をもって「入出港届」に代える取扱いとなり、海上保安部に対する手続としては問題ないようだ。一方、問題は本市に対する手続だ。「クイーン・エリザベス」と「タイドスプリング」は自衛隊の施設ではなく米海軍横須賀基地の施設を使用した。「施設使用届」が必要な案件だったと考えられるが市長は許可を求められたか。また、許可をしたのか。

キ 第二の論点としては、市域内への駐留に際した地元自治体による同意の有無がある。外国の軍隊が、地元自治体である本市の同意を得ずに市域内に駐留することは、法的に認められているのか。また、地域主権論者の上地市長は地元自治体の同意が必要だと考えるのではないか。

ク 第三の論点としては、国内法の適用の問題がある。日本政府は米軍・国連軍についてそれぞれ地位協定を結び、犯罪を犯した場合の一次裁判権や出入国手続、新型コロナ等の検疫手続等を特別扱いとしている。一方、その他の軍の場合は地位協定がない以上、仮に今回のように滞在が米海軍基地や自衛隊施設内限定であっても、国内法と本市の条例が適用されると理解して間違いはないか。

4 原子力空母カール・ビンソンの寄港について

(1) 8月28日に原子力空母カール・ビンソンが米海軍横須賀基地に寄港した。ロナルド・レーガンが中東方面へ展開したことに伴う西太平洋での米空母不在を解消する狙いがあると言われる。母港とする軍艦が出港している間は別の軍艦が入港するとなれば、横須賀港を利用する軍艦が増えることとなる。つまり、追加性があるため確認したい。

ア 国からはどのように説明されているのか。

イ 市長は本件をどのように受け止めているか。

ウ 国は、今回のような事案について、再編交付金や各種防衛補

助の取扱いをどのように説明しているのか。